

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✓ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00 ~ 17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年4月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2019年8月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

N2078-05 (登)B21N1434(2021.12.24) 営業業務部 '21年12月作成

第一生命グループの経営者保険シリーズ

法人契約専用



<一定期間災害保障重視型定期保険>

商品パンフレット

「あつらいいな」をいちばんに。



2022年4月版

経営者の「責任」「将来」に
備える保険です。

定期保険
(基本タイプ)

契約年齢
20歳~80歳

定期保険
(遡増タイプ)

契約年齢
男性 20歳~78歳
女性 20歳~80歳

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

万一のとき、大切な「会社」・「家族」を守るために、十分な資金を確保できますか？



**経営者が
万一亡くなられたら・・・**

経営者がお亡くなりになると、会社の売上の減少などに
また、経営者が一家の大黒柱である場合、のこされた家族

よって資金繰りが悪化し、会社経営が停滞する可能性があります。
は今と同じ生活水準を維持することが難しくなるかもしれません。

経営者に対する 保障額の考え方

会社のために必要な資金

1 借入金相当額

短期借入金*1

+

買掛金

+

支払手形

経営者が死亡・休業し、会社の信用が低下するようになると、金融機関からの融資条件が悪化するかもしれません。
資金繰りの悪化を防止するために、借入金相当額の返済資金を生命保険で準備します。

*1 返済期限が1年以内に到来する借入金

※保障額の算出方法は代表的な例を記載しています。

2 従業員給与

平均年間給与

×

従業員数

会社の信用が低下し資金繰りが悪化すると、従業員の給与の支払いにも影響する可能性があります。
後継者が経営を安定させるまで、およそ1年分の給与相当額を生命保険で準備します。

家族のために必要な資金

3 死亡退職金

役員報酬月額

×

役員在任年数

×

功績倍率

死亡により退任した場合の退職慰労金は、**のこされた家族の生活を支える大切な資金**です。

*2 業務外死亡の場合、弔慰

4 弔慰金

役員報酬月額

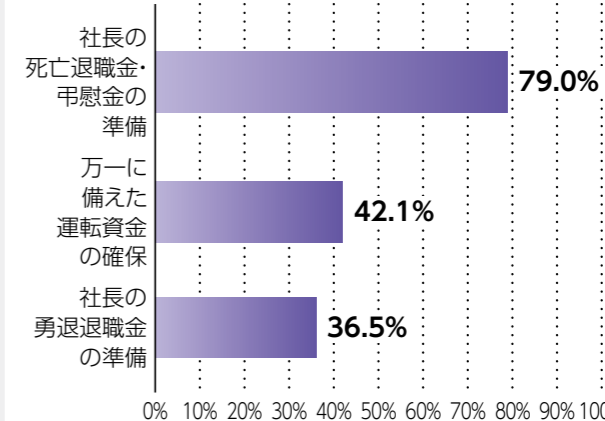
×

36か月*2(業務上死亡の場合)

金の目安は役員報酬月額×6か月となります。

参考

社長の主な生命保険加入目的 (法人契約、複数回答)



出典：エフピー教育出版
「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」より

経営者に対する 保険期間の考え方

事業保障重視ニーズ

経営者の勇退時期が
明確な場合

経営者の勇退時期=保険期間の満期

経営者の勇退時期が
明確ではない場合

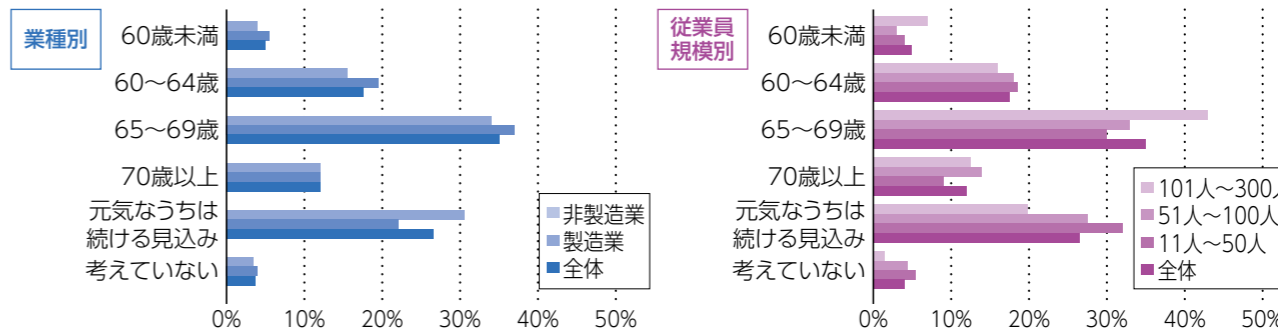
長期の保険期間

退職慰労金準備重視ニーズ

長期の保険期間

参考

社長の勇退年齢



出典：エフピー教育出版「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」より

は、経営者向けの保険です。

経営者の万一への保障を確保しながら、将来に向けた事業資金の確保ができます。

Point

①



万一の際の事業保障の確保

会社に必要な事業保障をご準備いただけます。
 経営者として責任が徐々に重くなるタイミングにあわせて事業保障を合理的に準備したいというニーズには、**逡増タイプ(後期保障逡増特則適用あり)**を選択いただけます。

本商品は、前期期間中は不慮の事故による死亡を重点的に保障し*、後期期間中は不慮の事故を原因とする場合に限らず、死亡保障を確保できます。
 保険金は、金融機関や取引先への債務の返済、当面の運転資金などさまざまな用途に活用できます。また、死亡退職金や弔慰金などにも活用できます。

*前期期間中に不慮の事故以外で死亡した場合、お受け取りいただく死亡保険金は、責任準備金額となり、払込保険料累計額を下回ります。

Point

②



経営者の退職慰労金など、将来に向けた事業資金の確保

本商品には**解約返戻金**があり、将来に向けた**事業資金の確保**に活用いただけます。

事業資金が必要な場合や、経営者のご勇退のときの資金として、解約返戻金を活用できます。
 なお、経過年数によっては、解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかの場合があります。

Point

③



保険期間の柔軟な設定が可能

お客様のニーズ(事業保障重視・退職慰労金準備重視等)に応じて、保険期間を柔軟に設定いただけます。

保険期間の満期は最長99歳まで設定が可能です。

Point

④



保障を継続したまま所定の範囲内で契約者貸付が利用可能

一時的に資金が必要になったときは、**契約者貸付**を利用いただけます。

契約者貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、ネオファースト生命所定の利率により年複利で計算します。この利率は金融情勢等によって変動することがあります。

Point

⑤



健康状態に関する4つの告知でお申し込みいただけます。

以下の告知項目が**すべて「いいえ」に該当した場合**、お申し込みいただけます。

- ①現在入院していますか。あるいは医師により今後3か月以内に入院するようにすすめられていますか。
- ②過去5年以内にがん(上皮内新生物を除く)で入院または手術を受けたことがありますか。

「がん」に含まれるもの(例示)

癌/肉腫/リンパ腫/白血病/多発性骨髄腫/骨髄異形成症候群/真性赤血球増加症(多血症)/本態性(出血性)血小板血症/カルチノイド など

- ③過去2年以内に、以下の病気で、医師による診察・治療・投薬・検査を受けたことがありますか。または経過観察中ですか。

以下のがん	心臓の病気	脳・精神・神経の病気	肝臓・腎臓・膵臓の病気	以下の病気
白血病/肝臓がん/脳腫瘍/乳がん	心筋こうそく/不安定狭心症/心筋症/心不全/心臓弁膜症	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)/統合失調症/うつ病/そううつ病/双極性障害/認知症/アルコール依存症	肝硬変/慢性肝炎/腎不全/慢性腎炎/慢性膵炎	肺気腫/肺線維症/こうげん病/糖尿病(インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症)に限る)

- ④過去2年以内に、病気で2週間以上続けて入院したことがありますか。(ケガ・腰痛・分娩による入院は除く)

*すべて「いいえ」と告知いただいた場合でも、職業、ネオファースト生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

保険料の経理処理について

損金に算入される額は、契約の最高解約返戻率《保険期間を通じた(解約返戻金÷払込保険料累計額)のピーク》によって異なります。払込保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金は受取時に益金算入されるため、課税の時期が繰り延べられるにすぎず、原則、**節税効果はありません。**

詳細はP.9を参照ください。

商品の詳細はP.5~P.8にてご確認ください。

基本タイプ(後期保障遡増特則適用なし)

基本タイプは決まった保険金額を準備いただけるタイプです。基本保険金額は前期期間の災害死亡保険金額、後期期間の死亡保険金額となります。

契約年齢	20歳～80歳	保障内容	前期期間	不慮の事故による傷害災害死亡保険金の支払 ※責任準備金額は、払込保険料累計額を下回ります。
基本保険金額	500万円～5億円		後期期間	死亡保険金として基本保険金額をお受け取りいただけます。

※本商品に満期保険金はありません。また、ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)や、ご契約が失効した場合にご契約を復活させる取扱いはありません。

プラン例1

勇退年齢(70歳)まで事業保障を備えたい場合

契約例	●契約年齢：50歳 ●男性 ●70歳満期 ●前期期間：5年 ●基本保険金額：1億円 ●年払 ●保険料：722,900円
契約形態	●契約者：法人 ●被保険者：役員 ●死亡保険金受取人：法人



上記契約例の保険料・返戻率表

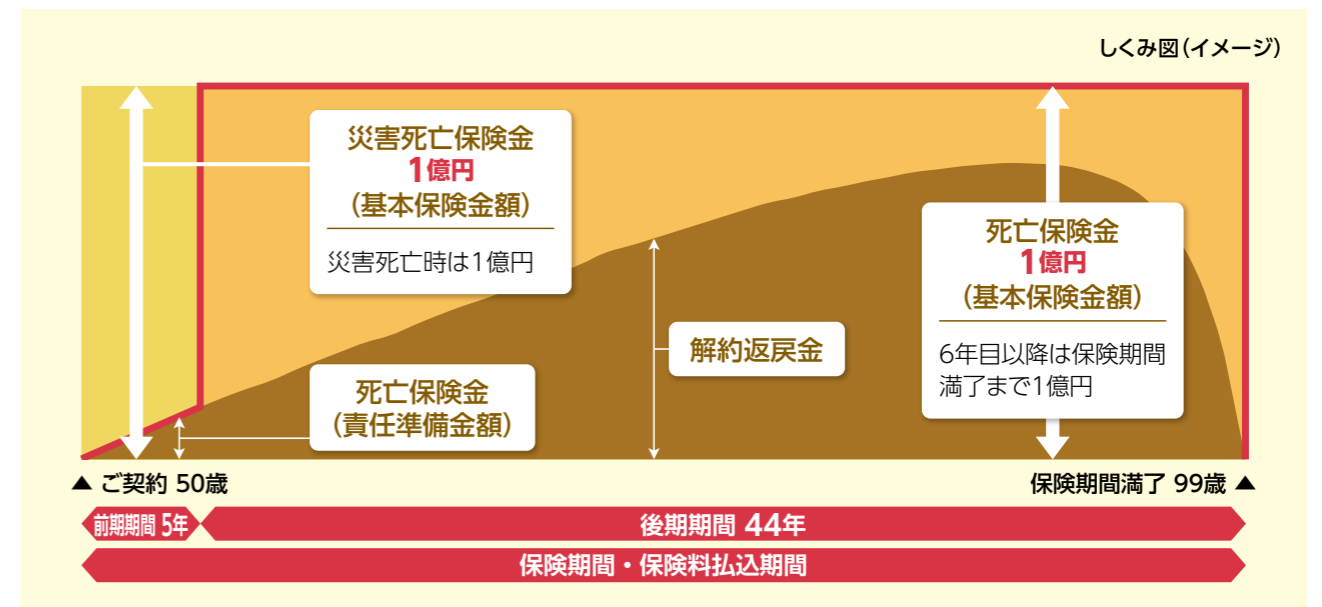
年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	722,900	430,000	59.4%
52	2	1,445,800	1,050,000	72.6%
53	3	2,168,700	1,680,000	77.4%
54	4	2,891,600	2,290,000	79.1%
55	5	3,614,500	2,910,000	80.5%
60	10	7,229,000	3,550,000	49.1%
65	15	10,843,500	2,800,000	25.8%
70	20	14,458,000	0	0.0%

上記契約例の最高解約返戻率は80.5090%です。

プラン例2

・勇退年齢(70歳)まで事業保障を備えつつ、退職慰労金の原資も準備したい場合
・勇退年齢が定まっていない場合

契約例	●契約年齢：50歳 ●男性 ●99歳満期 ●前期期間：5年 ●基本保険金額：1億円 ●年払 ●保険料：3,115,700円
契約形態	●契約者：法人 ●被保険者：役員 ●死亡保険金受取人：法人



上記契約例の保険料・返戻率表

年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	3,115,700	2,420,000	77.6%
52	2	6,231,400	5,350,000	85.8%
53	3	9,347,100	8,290,000	88.6%
54	4	12,462,800	11,230,000	90.1%
55	5	15,578,500	14,180,000	91.0%
60	10	31,157,000	26,710,000	85.7%
65	15	46,735,500	38,750,000	82.9%
70	20	62,314,000	50,340,000	80.7%
80	30	93,471,000	70,390,000	75.3%
90	40	124,628,000	79,380,000	63.6%
95	45	140,206,500	68,970,000	49.1%
99	49	152,669,300	0	0.0%

上記契約例の最高解約返戻率は91.0228%です。

保険期間については在任中の必要保障期間や勇退時期等のお客さまニーズに合わせて設定いただけます。詳細はP.11・P.12を参照ください。なお、保険期間に応じた最高解約返戻率によって税務のお取扱いが異なる場合がございます。詳細はP.9を参照ください。

※端数は切捨てで表示しています。 ※最高解約返戻率は、年齢・性別・保険期間等によって異なりますので、個別の契約の最高解約返戻率は「保障設計書」をご覧ください。

逡増タイプ(後期保障逡増特則適用あり)

逡増タイプは前期期間経過後に保障が一定期間逡増するタイプです。基本保険金額は前期期間の災害死亡保険金額となり、前期期間満了後、保障が逡増します。

契約年齢	男性	20歳～78歳	保障内容	前期期間	不慮の事故による傷害 災害死亡保険金の支払 ※責任準備金額は、払込保	を直接の原因として、前期期間中に死亡した場合、災害死亡保険金として基本保険金額をお受け取りいただけます。 事由以外の事由で死亡した場合は支払事由発生日における責任準備金額をお受け取りいただけます。
	女性	20歳～80歳		後期期間	死亡保険金額は後期期間	の第1保険年度から第4保険年度まで毎年逡増します。死亡した保険年度の保険金額をお受け取りいただけます。
基本保険金額	500万円～1億4,000万円		※本商品に満期保険金はありません。また、ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)や、ご契約が失効した場合にご契約を復活させる取扱いはありません。			

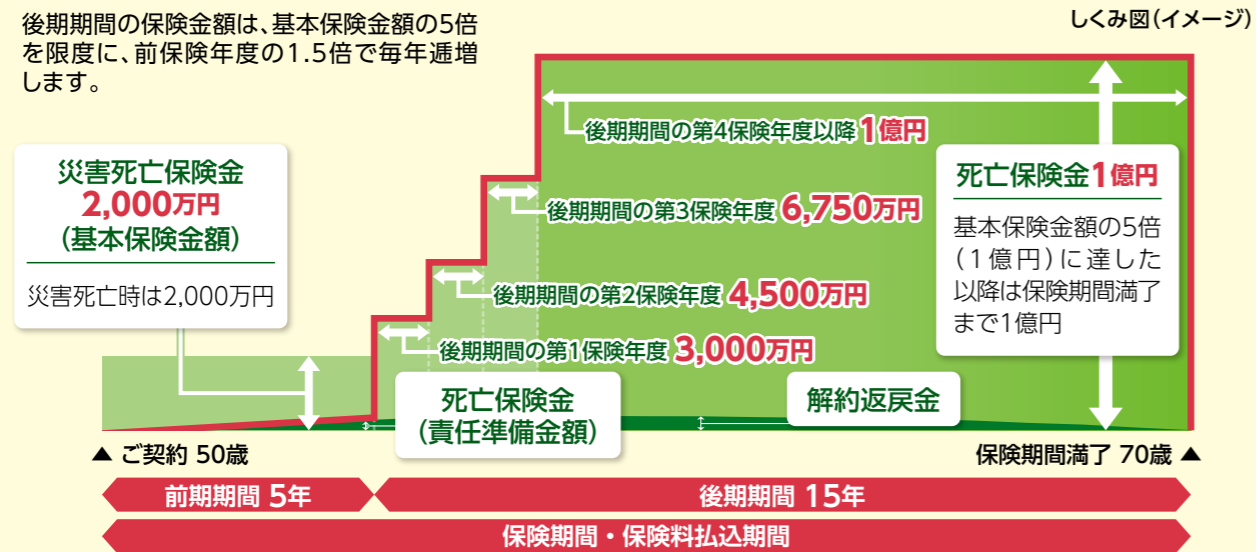
※本商品に満期保険金はありません。また、ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)や、ご契約が失効した場合にご契約を復活させる取扱いはありません。

※本商品に満期保険金はありません。また、ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)や、ご契約が失効した場合にご契約を復活させる取扱いはありません。

プラン例1

勇退年齢(70歳)まで事業保障を備えたい場合

契約例	●契約年齢: 50歳 ●男性 ●70歳満期 ●前期期間: 5年 ●基本保険金額: 2,000万円 ●年払 ●保険料: 618,600円
契約形態	●契約者: 法人 ●被保険者: 役員 ●死亡保険金受取人: 法人



上記契約例の保険料・返戻率表

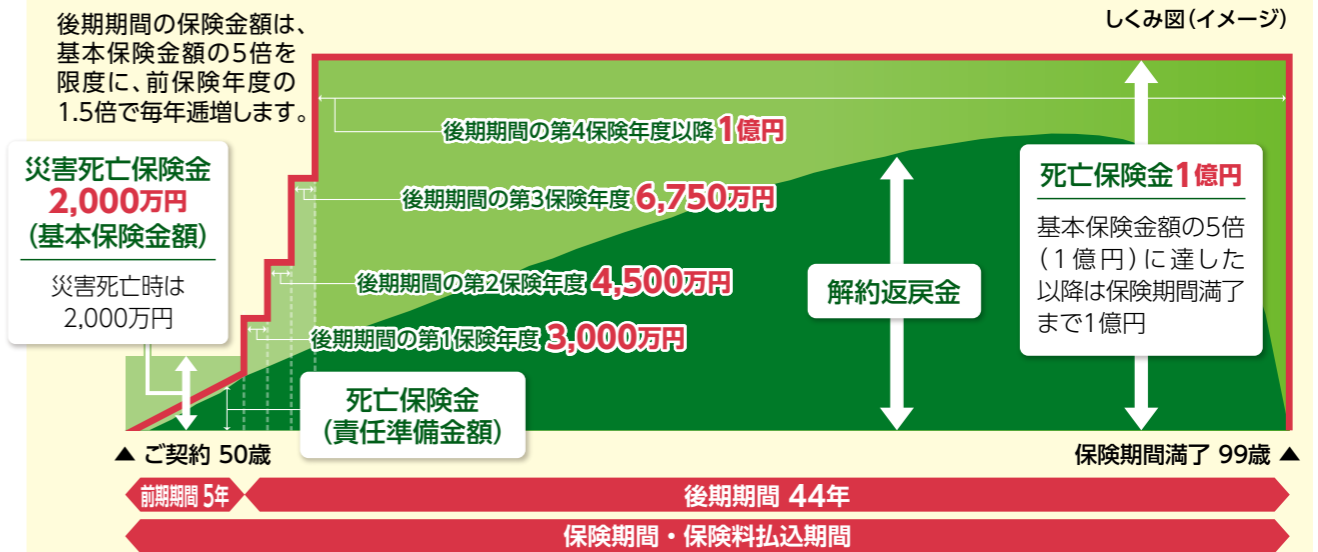
年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	618,600	200,000	32.3%
52	2	1,237,200	880,000	71.1%
53	3	1,855,800	1,556,000	83.8%
54	4	2,474,400	2,238,000	90.4%
55	5	3,093,000	2,918,000	94.3%
60	10	6,186,000	4,078,000	65.9%
65	15	9,279,000	3,070,000	33.0%
70	20	12,372,000	0	0.0%

上記契約例の最高解約返戻率は94.3420%です。

プラン例2

●勇退年齢(70歳)まで事業保障を備えつつ、退職慰労金の原資も準備したい場合
●勇退年齢が定まっていない場合

契約例	●契約年齢: 50歳 ●男性 ●99歳満期 ●前期期間: 5年 ●基本保険金額: 2,000万円 ●年払 ●保険料: 3,005,360円
契約形態	●契約者: 法人 ●被保険者: 役員 ●死亡保険金受取人: 法人



上記契約例の保険料・返戻率表

年齢(歳)	経過年数(年)	A 払込保険料累計額(円)	B 解約返戻金(円)	B/A 返戻率
51	1	3,005,360	0	0.0%
52	2	6,010,720	3,388,000	56.3%
53	3	9,016,080	7,018,000	77.8%
54	4	12,021,440	10,658,000	88.6%
55	5	15,026,800	14,304,000	95.1%
60	10	30,053,600	27,462,000	91.3%
65	15	45,080,400	39,378,000	87.3%
70	20	60,107,200	50,846,000	84.5%
80	30	90,160,800	70,678,000	78.3%
90	40	120,214,400	79,520,000	66.1%
95	45	135,241,200	69,060,000	51.0%
99	49	147,262,640	0	0.0%

上記契約例の最高解約返戻率は95.1899%です。

保険期間については在任中の必要保障期間や勇退時期等のお客さまニーズに合わせて設定いただけます。詳細はP.11・P.12を参照ください。なお、保険期間に応じた最高解約返戻率によって税務のお取扱いが異なる場合がございます。詳細はP.9を参照ください。

※端数は切捨てで表示しています。 ※最高解約返戻率は、年齢・性別・保険期間等によって異なりますので、個別の契約の最高解約返戻率は「保障設計書」をご覧ください。

税務

税務の取扱いについては、2021年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、**税理士や所轄の税務署等にご確認ください。**

■経理処理

以下の経理処理は、契約形態が「契約者=法人、被保険者=役員・従業員、死亡保険金受取人=法人」を前提にしています。

保険料払込時

契約の最高解約返戻率《保険期間を通じた(解約返戻金+払込保険料累計額)のピーク》に応じて下表のとおり経理処理します。

最高解約返戻率	期間の区分	保険料の経理処理例
50%以下	全保険期間	払込保険料の額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。
50%超 70%以下*1	①契約から保険期間の当初4割相当期間まで*2	払込保険料の4割を「前払保険料」として資産計上し、残り(6割)を「保険料」として損金算入します。
	②上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
70%超 85%以下	①契約から保険期間の当初4割相当期間まで*2	払込保険料の6割を「前払保険料」として資産計上し、残り(4割)を「保険料」として損金算入します。
	②上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
85%超	①契約から次のうち遅い方の保険年度まで*2 ●最高解約返戻率となる保険年度 ● $\frac{\text{解約返戻金額の年間増加額}}{\text{年間保険料}} > 70\%$ となる最も遅い保険年度	●契約当初の10年間*2は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として損金算入します。 $\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.9$ ●11年目以降は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として損金算入します。 $\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.7$
	②上記①の期間経過後から解約返戻金額が最高となる最も遅い保険年度まで	払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。
	③上記②の期間経過後から保険期間満了まで*3	●払込保険料の全額を「保険料」として損金算入します。 ●①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

*1 契約者である法人が支払う年換算保険料相当額が30万円以下の場合、払込保険料の額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。なお、同一の被保険者で契約日が2019年7月8日以降の定期保険または第三分野保険に複数加入している場合、それぞれについて他社の契約も含め年換算保険料相当額を合計します。

*2 1か月未満の端数は切り捨てます。事業年度の中で期間が終了する場合、当該事業年度に含まれる月数分で計算します。

*3 1か月未満の端数は切り上げます。資産計上した「前払保険料」を取り崩す月が事業年度に含まれる場合は、③の期間として計算します。

保険金受取時

当該契約における「前払保険料」累計額の資産計上額を取り崩し、受取額との差額を「雑収入」として処理します。

留意事項

本商品について

- 本商品は法人契約専用の商品です。
- 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- 契約者配当金はありません。
- 付加できる特約はありません。

保険金のお支払いについて

保険期間	保険金	支払事由	支払額
前期期間	災害死亡保険金	不慮の事故*1による傷害を直接の原因として死亡したとき	基本保険金額
	死亡保険金	死亡したとき ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除く	支払事由発生日における責任準備金額*2
後期期間	死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額*3

*1 責任開始期以後に発生した不慮の事故(急激かつ偶発的な外来の事故)による傷害を直接の原因として、前期期間中に死亡したときに災害死亡保険金をお支払いします。なお、不慮の事故の日から死亡するまでの期間は問いません。

・該当する事例:交通事故、転落・転倒、火災、溺水、窒息 等
・該当しない事例:公害、職業病の原因となったもの、感染症、疾病の症状に起因する入浴中の溺水 等

*2 責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積み立てているものであり、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金額は経過年月数ごとに変わります。

*3 後期保障通増特則適用ありの場合は、支払事由発生日における保険金額とします。

契約期間中にご利用いただける制度について

■契約者貸付制度

所定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

- ・貸付には利息がつきます。
- ・ご利用には一定の要件があります。詳細は募集代理店もしくはネオファースト生命にご確認ください。

■払済終身保険への変更

保険期間中に、保険料の払込みを中止し、払済終身保険へ変更いただけます。

- ・変更後の元契約への復旧は取り扱いません。
- ・保険金額は変更時の解約返戻金をもとに決まります。変更後の保険金額は変更前の保険金額以下になります。
- ・ご利用は契約日から3年経過以後となります。
- ・ご利用には一定の要件があります。詳細は募集代理店もしくはネオファースト生命にご確認ください。

保険期間について

- 保険期間は、後期保障通増特則の適用有無、契約年齢、性別により、取扱いが異なります。詳細はP.11・P.12を参照ください。
- 前期期間は5年のみにとなります。

契約年齢ごとの保険 期間(保険料払込期間)

基本タイプ

男性・女性(共通)	
契約年齢	保険期間(保険料払込期間) 満了年齢
20歳~45歳	55歳~95歳・99歳
46歳	56歳~95歳・99歳
47歳	57歳~95歳・99歳
48歳	58歳~95歳・99歳
49歳	59歳~95歳・99歳
50歳	60歳~95歳・99歳
51歳	61歳~95歳・99歳
52歳	62歳~95歳・99歳
53歳	63歳~95歳・99歳
54歳	64歳~95歳・99歳
55歳	65歳~95歳・99歳
56歳	66歳~95歳・99歳
57歳	67歳~95歳・99歳
58歳	68歳~95歳・99歳
59歳	69歳~95歳・99歳
60歳	70歳~95歳・99歳
61歳	71歳~95歳・99歳
62歳	72歳~95歳・99歳
63歳	73歳~95歳・99歳
64歳	74歳~95歳・99歳
65歳	75歳~95歳・99歳
66歳	76歳~95歳・99歳
67歳	77歳~95歳・99歳
68歳	78歳~95歳・99歳
69歳	79歳~95歳・99歳
70歳	80歳~95歳・99歳
71歳	81歳~95歳・99歳
72歳	82歳~95歳・99歳
73歳	83歳~95歳・99歳
74歳	84歳~95歳・99歳
75歳	85歳~95歳・99歳
76歳	86歳~95歳・99歳
77歳	87歳~95歳・99歳
78歳	88歳~95歳・99歳
79歳	89歳~95歳・99歳
80歳	90歳~95歳・99歳

遡増タイプ

男性		女性	
契約年齢	保険期間(保険料払込期間) 満了年齢	契約年齢	保険期間(保険料払込期間) 満了年齢
20歳~50歳	60歳~95歳・99歳	20歳~50歳	60歳~95歳・99歳
51歳	61歳~95歳・99歳	51歳	61歳~95歳・99歳
52歳	62歳~95歳・99歳	52歳	62歳~95歳・99歳
53歳	63歳~95歳・99歳	53歳	63歳~95歳・99歳
54歳	64歳~95歳・99歳	54歳	64歳~95歳・99歳
55歳	65歳~95歳・99歳	55歳	65歳~95歳・99歳
56歳	66歳~95歳・99歳	56歳	66歳~95歳・99歳
57歳	67歳~95歳・99歳	57歳	67歳~95歳・99歳
58歳	68歳~95歳・99歳	58歳	68歳~95歳・99歳
59歳	69歳~95歳・99歳	59歳	69歳~95歳・99歳
60歳	70歳~95歳・99歳	60歳	70歳~95歳・99歳
61歳	71歳~95歳・99歳	61歳	71歳~95歳・99歳
62歳	72歳~95歳	62歳	72歳~95歳・99歳
63歳	73歳~95歳	63歳	73歳~95歳・99歳
64歳	74歳~93歳	64歳	74歳~95歳・99歳
65歳	75歳~92歳	65歳	75歳~95歳・99歳
66歳	76歳~92歳	66歳	76歳~95歳・99歳
67歳	77歳~91歳	67歳	77歳~95歳・99歳
68歳	78歳~90歳	68歳	78歳~95歳・99歳
69歳	79歳~90歳	69歳	79歳~95歳・99歳
70歳	80歳~89歳	70歳	80歳~95歳
71歳	81歳~89歳	71歳	81歳~95歳
72歳	82歳~89歳	72歳	82歳~95歳
73歳	83歳~88歳	73歳	83歳~95歳
74歳	84歳~88歳	74歳	84歳~95歳
75歳	85歳~88歳	75歳	85歳~94歳
76歳	86歳~88歳	76歳	86歳~94歳
77歳	87歳~88歳	77歳	87歳~94歳
78歳	88歳	78歳	88歳~94歳
		79歳	89歳~93歳
		80歳	90歳~93歳

memo

A series of horizontal dotted lines for writing on page 13.

memo

A series of horizontal dotted lines for writing on page 14.